

R6 家庭用蓄電池設置費補助金 Q&A

R6.5.10

No.	分類	Q	A
A-1	基本	申請を検討するに当たり、主な要件があれば教えてください。	・主な要件としては次のとおりです。他の要件など詳しくは「補助金交付要綱」及び「申請の手引き」で必ずご確認ください。 □太陽光発電設備に連係される蓄電池が対象となります。
A-2	基本	連系させる太陽光発電設備に要件はあるのか。	・次の要件を満たす設備が対象となります。 □自ら居住する市内の住宅の屋根に設置されているもの □太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が1kW以上10kW未満のもの □設備が稼働していること
A-3	基本	設置工事の完了が来年の3月になりそうです。申請できますか。	・申請できません。工事・手続・支払など全て完了させ、来年2月末日までに実績報告書を提出していただく必要があります。
A-4	基本	先月、補助対象設備を設置しました。これから申請しても対象となりますか。	・対象となりません。先ず補助金の申請をしていただき、交付決定を受けてから契約（着手）していただく必要があります。
A-5	基本	市の補助金と同時に、国等の補助金があれば活用しようと考えていますが問題がありますか。	・国等の補助金の要件が併用可能となっていれば、併用できます。
A-6	基本	対象となる蓄電池を教えてください。	・対象となる蓄電池は、国による補助金の補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）により登録されている製品になります。
A-7	基本	中古設備は対象となりますか。	・対象となりません。実績報告時に提出していただく保証書（製造事業者が発行したもの）等により、「所有者」や「保証開始日」等を確認します。
A-8	基本	設備設置後、法定耐用年数は経過していませんが、補助対象設備の処分は可能ですか。	・法定耐用年数（6年）の期間内での財産処分については、事前に「財産処分等承認申請書（様式第13号）」により承認を得る必要があります。
B-1	申請前	現在は市外に住んでいますが、来月から呉市に住む予定です。申請できますか。	・申請はできませんが、実績報告書の提出時点で「申請者の住民票の住所」と「設備を設置する住宅の住所」が一致することが要件となります。 【参考】住民基本台帳法第3条第3項 住民は、常に、住民としての地位の変更に係る届出を正確に行うように努めなければならない。虚偽の届出その他住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならない。
B-2	申請前	父が住んでいる実家の住宅に、子である私が設備を設置する場合は対象となりますか。	・対象となりません。申請者自ら居住する住宅に設置することが条件となります。
B-3	申請前	これから新築する戸建て住宅に設置したいと考えていますが、対象になりますか。	・対象となりますが、次の事項に留意してください。 ①補助金交付決定後に補助対象設備に関する設置工事契約等を締結する。 ②実績報告の期日までに、該当住宅の引渡し（登記含む）を受け住民票を異動させる。 ③事業を完了（支払含む）させ、実績報告の期日までに、実績報告書を提出する。
B-4	申請前	補助対象設備が設置されている建売住宅を購入する場合は対象となりますか。	・対象となりますが、次の事項に留意してください。 ①補助金交付決定後に住宅の売買契約を締結する。 ②実績報告の期日までに、該当住宅の引渡し（登記含む）を受け住民票を異動させる。 ③事業を完了（支払含む）させ、実績報告の期日までに、実績報告書を提出する。 ④設備の保証開始日（製造事業者が発行したもの）が交付決定日以降であること。
B-5	申請前	既に蓄電池を設置していますが、増設又は置換したいと考えています。この場合も対象となりますか。	・増設や置換は対象外となります。
B-6	申請前	補助対象設備を自分で設置しようと考えています。対象となりますか。	・対象となりません。実績報告時に設置工事等の契約書の写しが必要です。
C-1	申請	代理人による申請手続きは可能ですか？	・可能です。委任状（様式第15号）を申請時に提出してください。 ・申請書等の更正について、申請者本人が仕事等で平日の昼間に対応困難な場合は、事前に委任状を提出してください。
C-2	申請	環境政策課以外の窓口で申請書類を受け付けてくれるところはありますか。	・申請書類の受け付けは、環境政策課（本庁舎7階）のみになります。環境政策課に持参するか、郵送により提出してください。
C-3	申請	住民票の写しは、世帯全員分が必要ですか。また、必要な記載事項は何ですか。	・住民票の写しは、世帯全員の方が記載されたものを提出してください。 ・続柄以外（本籍、筆頭者、個人番号（マイナンバー）、住民票コード）は省略してください。

No.	分類	Q	A
C-4	申請	見積書の内訳書（様式第2号）は、申請者本人が作成して問題ないですか。	・「見積書の内訳書」の作成は、「見積書」の作成者に依頼してください。 ・作成依頼の際は、社名の記載と社印の押印についても依頼してください。
D-1	申請後	申請した蓄電地の機種を変更したいのですが、どうしたらよろしいですか。	・計画を変更する場合は、事前に「計画（変更）承認申請書（様式第6号）」により承認を得る必要があります。
D-2	申請後	補助金の振込先の口座名義が、申請者と異なってもよろしいですか。	・補助金の振込先は、申請者の口座に限ります。